AIG

食品業向け

事業総合賠償責任保険

(STARs)

AIG損保

第三者賠償リスクを
包括的にカバーします。

事業総合賠償責任保険

2019.4版	2019年7月1日以降保険始期契約用

経営を揺るがす第三者賠償リスク。
この保険は、食品業を営む皆さまの
事業に伴う法律上の損害賠償責任を
まとめて補償します。

基本となる補償

- 業務遂行・施設リスク
- 生産物・完成作業リスク
- 純粋財物使用不能リスク
- 人格権侵害・宣伝障害リスク

オプション特約

基本となる補償を拡大する特約
- 無償預かり品損害担保特約
- 食中毒・特定感染症利益担保特約　など

CONTENTS

はじめに 1
基本となる補償 3
オプション特約 6
ご契約の方法 8
ご契約の条件等 9
用語のご説明 11

3つの特長

1 貴社の事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償

貴社の事業遂行により日本国内で生じた対人・対物事故から、純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害による損害まで、幅広い賠償リスクを補償します。
また、国外で一時的に行う商談や国外一時持ち出し生産物による対人・対物事故による賠償責任なども補償します。

2 各種費用の補償により賠償事故の解決までをサポート

ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。
この保険では、損害賠償金や争訟費用などの保険金のほか、緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用、原因調査費用など賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

3 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のニーズに合わせたプラン設計が可能です。
食中毒や特定感染症の発生により店舗が休業した場合の利益補償、アジア地域への輸出生産物や生産物のリコール費用に対する補償などさまざまなオプション特約もセットすることができます。

基本となる補償

製造・販売業務の遂行・施設管理による対人・対物事故についての補償
＜業務遂行・施設リスク＞

次のような対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

①貴社の施設（事務所、店舗、工場、倉庫等）の所有・使用・管理や営業活動による対人・対物事故
②貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業活動による対人・対物事故（国外で一時的に行う商談）

従業員が店内で飲み物を提供するときに、
お客さまの服に
ビールをこぼしてしまった。

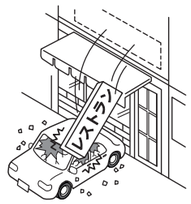

自社店舗の看板が落下し、
駐車していたお客さまの
乗用車が壊れてしまった。

海外で商談中に、
商談先の事務所の備品を
破損してしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用　など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①環境汚染または汚染物質の処理費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。）
②専門職業務の遂行
③他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
④被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
⑤航空機・自動車または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
⑥塵埃（じんあい）または騒音
⑦記名被保険者の業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
⑧地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊、地下水の増減
⑨次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
- 被保険者が借用・保管（占有）する財物
- 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
- 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分　など

製造・販売した製品、業務の引渡し後の結果による対人・対物事故についての補償
＜生産物・完成作業リスク＞

次のような対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

①貴社が製造または販売した製品・商品（生産物）や貴社が行った仕事の引渡し後の結果による対人・対物事故
②日本国内に居住する消費者が貴社の製品・商品（生産物）を一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故（国外一時持ち出し生産物）

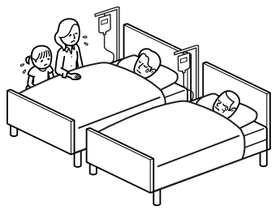

自社で販売した食品が原因で
食中毒を発生させてしまった。

販売した食品（お弁当）に
小石が混入しており、
お客さまの歯がかけてしまった。

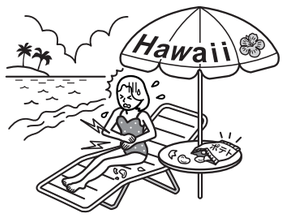

製造・販売した食品を
日本国内で購入した消費者が、
海外旅行先で食べたところ、
海外で食中毒が発生してしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用　など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

①環境汚染または汚染物質の処理費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。）
②専門職業務の遂行
③他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
④被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
⑤回収措置を講じるために要した費用（生産物・仕事の結果が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。）
⑥被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
⑦生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対して負担する賠償責任
⑧生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
⑨販売人が生産物に作業を加えたことに起因する賠償責任
⑩販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
⑪販売人の施設内で生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任　など

基本となる補償

物理的な損壊を伴わない他人の財物の使用不能によるリスクの補償
<純粋財物使用不能リスク>

次のような事故により、物理的な損壊を伴わず、他人の財物を使用不能にしたことによる逸失利益や事業の中断に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

①貴社の営業活動や施設（事務所、店舗、工場、倉庫等）の所有・使用・管理による事故
②貴社が製造または販売した製品・商品（生産物）や貴社が行った仕事の引渡し後の結果による事故。
ただし、貴社の製品・商品や行った仕事の結果自体に物理的な損壊が生じた場合に限ります。

施設で発生した爆発事故により、
隣接店舗の建物などを損壊させなかったものの、
営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。

■お支払いする保険金
- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や協力費用などその他の事故対応に要する費用　など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合
「業務遂行・施設リスク」の保険金をお支払いできない主な場合（①～⑥）および「生産物・完成作業リスク」の保険金をお支払いできない主な場合（①～⑥、⑧）のほか、次の場合に保険金をお支払いできません。
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることによる使用不能
- 債務不履行に起因する賠償責任（生産物または仕事の結果自体に損壊が発生した場合を除きます。）
- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地の使用不能、地下水の増減
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能について負担する賠償責任
- 生産物または仕事の結果自体の使用不能に対して負担する賠償責任　など

業務に伴う人格権の侵害・宣伝活動に伴う権利侵害によるリスクの補償
<人格権侵害・宣伝障害リスク>

次のような行為や宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

①不当な身体拘束による他人の自由の侵害や名誉毀損、口頭、文書等の表示行為によるプライバシーの侵害
②新聞、インターネットなどを通じた貴社の宣伝活動に伴うプライバシーの侵害、著作権の侵害等

来店客を万引き犯と誤認して、
公衆の面前で拘束してしまった。

■お支払いする保険金
- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用　など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合
- 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 最初の不当行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた不当行為
- 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により業務の遂行として行われた不当行為
- 保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された不当行為　など

オプション特約

基本となる補償を拡大する特約

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は 業務遂行・施設 生産物・完成作業 純粋財物使用不能 で表示しています。

生産物・完成作業

食中毒・特定感染症利益担保特約

貴社が製造・販売・提供した食品による食中毒、貴社の施設内で食中毒や特定感染症（一類・二類・三類感染症）が発生したことにより営業が休止・阻害された場合に生じた喪失利益・収益減少防止費用を補償します。
※所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	ご契約時に設定する金額
自己負担額	ご契約時に設定する金額
補償期間	10日、15日、20日、1か月、2か月、3か月から選択

■ 事故例
店舗で販売した食品が原因で食中毒が発生してしまい、店舗の営業停止を余儀なくされてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合
- 被保険者の故意・重大な過失による法令違反
- 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- 脅迫・恐喝等の目的で行われる被保険者の営業に対する妨害行為　など

業務遂行・施設

無償預かり品損害担保特約
無償預かり品損害担保特約（増額型）

貴社が施設内において一時的に無償で預かった来訪者の手荷物等の損壊・紛失・盗取・詐取についての賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	●保険期間中500万円 ●（増額型）は保険期間中1,000万円 ※現金・貴重品:1名5万円限度、1事故15万円限度
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額（対物）

■ 事故例
店舗でお客さまから預かっていた手荷物を紛失してしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合
- 無償預かり品が来訪者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された損壊または不足
- 無償預かり品の損壊・紛失等による使用不能
- 自動車、動物、植物または加工・修理・清掃・警備等を目的として保管する財物の損壊・紛失等　など

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、普通保険約款および基本となる補償の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。
※オプション特約でお支払いする保険金の種類は、次の特約を除いて基本となる補償でお支払いする保険金の種類と同じです。
①「基本となる補償」の保険金の一部をお支払いする特約
- アジア向け生産物担保特約
- 使用者賠償責任保険特約

②「基本となる補償」の保険金の一部と特約固有の保険金をお支払いする特約
- 個人情報漏洩危険担保特約

③特約固有の保険金をお支払いする特約
- 食中毒・特定感染症利益担保特約
- リコール費用担保特約

オプション特約

基本となる補償を拡大する特約

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は 業務遂行・施設 生産物・完成作業 純粋財物使用不能 で表示しています。

生産物・完成作業

リコール費用担保特約

貴社が製造・販売した製品・商品（生産物）の瑕疵による対人・対物事故（生産物の損壊は含みません。）が発生した場合、またはそのおそれ※がある場合に、日本国内の貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

①貴社が回収等を行うことによるリコール費用
②第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール費用に対する賠償責任

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円から選択
自己負担額	支払限度額の1%（5万円、10万円、20万円）

■ 事故例

国内で製造・販売した食品が原因で食中毒が発生し、同じロットの製品に対してリコールを行った。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗等によるかび、腐敗、変色等
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理　など

※次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。
①被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等
②被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
③回収等の実施についての行政庁の命令

業務遂行・施設 純粋財物使用不能

構内専用車危険担保特約

貴社が施設構内で所有・使用・管理する構内専用車による次の事故についての賠償責任を補償します。

①対人・対物事故
②損壊を伴わない財物の使用不能
※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	①業務遂行・施設リスクの支払限度額 ②純粋財物使用不能リスクの支払限度額
自己負担額	①業務遂行・施設リスクの自己負担額 ②純粋財物使用不能リスクの自己負担額

■ 事故例

施設構内においてフォークリフトで荷物を運搬中、駐車してあった取引先の自動車にぶつけてしまった。

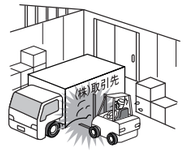

業務遂行・施設

使用者賠償責任保険特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故についての賠償責任を補償します。

※政府労災の給付が決定された場合に補償します。
※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中5,000万円 または1億円から選択
自己負担額	なし

■ 事故例

工場で作業中、従業員が機械に巻き込まれて死亡。遺族から損害賠償を請求された。

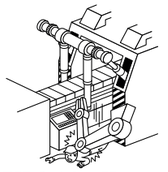

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害　など

生産物・完成作業

国外流出生産物危険担保特約
国外流出生産物危険担保特約（増額型）

貴社が日本国内における使用・消費を目的として販売・供給した製品・商品（生産物）が、被保険者以外の者によって日本国外に持ち出され、日本国外で対人・対物事故が発生した場合における賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	●保険期間中500万円 ●（増額型）は保険期間中1,000万円
自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額

■ 事故例

国内で販売した菓子を外国人旅行客が自国に持ち帰り、海外で食中毒事故が発生した。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者以外の者が日本国外へ販売・供給するために、被保険者とその被保険者以外の者との間で定めた仕様・規格等に基づき、製造・販売・供給した生産物
- 輸出物品販売場等免税品販売を業として、その業務により販売・供給した生産物
- 次に掲げる生産物
  - 医療用機械器具・資材、医薬品
  - 航空機・自動車・鉄道車両・船舶またはこれらに使用される材料・部品等
  - たばこ　など

生産物・完成作業

アジア向け生産物担保特約

貴社が輸出した製品・商品（生産物）により、アジア地域で発生した対人・対物事故についての賠償責任を補償します。

※アジア地域向けの年間輸出売上高が10億円以下の場合にセット可能です。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1億円
自己負担額	なし

■ 事故例

アジア地域に輸出した食品が原因で、現地で食中毒が発生してしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 回収措置を講じるために要した費用
- 次に掲げる生産物
  - 医療用機械器具・資材、医薬品
  - 航空機・自動車・鉄道車両・船舶またはこれらに使用される材料・部品等
  - たばこ　など

業務遂行・施設 生産物・完成作業

個人情報漏洩危険担保特約

貴社が業務のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、その個人情報の漏洩に対する賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理実行費用は、支払限度額の10%限度（見舞金・見舞品購入費用は1名500円限度） ※他人が支出した見舞金・見舞品購入費用に対する賠償金（求償損害）は、1名500円限度かつこの特約の1事故・保険期間中支払限度額の20%限度
自己負担額	1事故10万円

■ 事故例

営業活動中に車上荒らしにあい、顧客の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 個人情報以外の情報の漏洩
- 記名被保険者の役員の個人情報の漏洩
- 被保険者（従業員を除きます。）が他人に対して行う個人情報の提供・取扱の委託（提供先・委託先で発生した事故を除きます。）
- クレジットカード番号・預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任　など

ご契約の方法

ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

この保険では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務（仕事）、製品・商品（生産物）、仕事の結果による賠償リスクを対象とします。
オプション特約をセットした場合を除き、輸出生産物により日本国外で発生した事故は補償対象外となりますのでご注意ください。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、4つの基本となる補償を基本契約とし、ご希望のオプション特約をセットしてお引き受けします。

基本となる補償

業務遂行・施設リスク
生産物・完成作業リスク
純粋財物使用不能リスク
人格権侵害・宣伝障害リスク

＋

オプション特約

- 無償預かり品損害担保特約
- 食中毒・特定感染症利益担保特約

など

ただし、貴社のご要望により、以下のように4つの基本となる補償の一部のみを補償することもできますのでご相談ください。

- 対人・対物事故のみ補償プラン（業務遂行・施設リスクと生産物・完成作業リスクを補償します。）
- 業務遂行・施設リスクのみ補償プラン（業務遂行・施設リスクのみを補償します。）
- 生産物・完成作業リスクのみ補償プラン（生産物・完成作業リスクのみを補償します。）

3 支払限度額（保険金額）・自己負担額（免責金額）を設定します。

基本となる補償のうち「業務遂行・施設リスク」および「生産物・完成作業リスク」の支払限度額（保険金額）および自己負担額（免責金額）を設定します。
「純粋財物使用不能リスク」、「人格権侵害・宣伝障害リスク」およびセットする一部のオプション特約については、所定の支払限度額（保険金額）および自己負担額（免責金額）が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

この保険では、貴社の「業務内容」および「直近の会計年度（1年間）の税込売上高」に基づき保険料を算出します。これにより算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。

- 法人の場合:直近の会計年度（1年間）の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書
- 個人事業主の場合:青色申告決算書（青色申告の場合）、収支内訳書（白色申告の場合）、税務申告書類

ご契約時に「保険期間中の予想売上高」に基づき保険料を算出する場合は、ご契約締結時点で以下のいずれかの方式をご選択いただき、保険料の精算（確定精算）を行います。

- 決算期間等精算方式:保険料の精算時の直近の会計年度（1年間）における売上高に基づいて精算を行う方式
- 保険期間精算方式:保険期間中の実際の売上高に基づいて精算を行う方式

ご契約の条件等

ご注意いただくこと

1 適用される支払限度額（保険金額）・自己負担額（免責金額）

この保険の基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

補償リスク	支払限度額（保険金額）	自己負担額（免責金額）（1事故）
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額（1事故・保険期間中）を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
国外で一時的に行う商談	保険期間中500万円	
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額（1事故・保険期間中）を適用	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの自己負担額を適用
国外一時持ち出し生産物	保険期間中500万円	
純粋財物使用不能リスク	保険期間中1,000万円	業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクの対物事故の自己負担額と同額
人格権侵害・宣伝障害リスク	保険期間中1,000万円	業務遂行・施設リスクの対人事故の自己負担額と同額

この保険では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「保険証券総保険金額」を設定します。この保険でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して保険証券総保険金額を限度とします。
ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、保険証券総保険金額を適用しません。

- 食中毒・特定感染症利益担保特約
- アジア向け生産物担保特約
- 使用者賠償責任保険特約
- 個人情報漏洩危険担保特約

2 被保険者の範囲

この保険の基本となる補償およびオプション特約において、補償を受けられる方（被保険者）は、以下のとおりとなります。

	補償リスク・特約	記名被保険者（貴社）	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の販売人
基本となる補償	業務遂行・施設リスク※1	○（役員・従業員を含む）	○（役員・従業員を含む）	×
	生産物・完成作業リスク	○（役員・従業員を含む）	○（役員・従業員を含む）	○（役員・従業員を含む）
	純粋財物使用不能リスク	○（役員・従業員を含む）	×	×
	人格権侵害・宣伝障害リスク	○（役員・従業員を含む）	×	×
オプション特約	食中毒・特定感染症利益担保特約	○	×	×
	無償預かり品損害担保特約 無償預かり品損害担保特約（増額型）	○（役員・従業員を含む）	○（役員・従業員を含む）	×
	リコール費用担保特約	○	×	×
	国外流出生産物危険担保特約 国外流出生産物危険担保特約（増額型）	○	×	×
	構内専用車危険担保特約※2	○（役員・従業員を含む）	○（役員・従業員を含む）	×
	アジア向け生産物担保特約	○	×	×
	使用者賠償責任保険特約	○	×	×
	個人情報漏洩危険担保特約	○（役員・従業員を含む）	×	×

※1 国外で一時的に行う商談については、記名被保険者の役員・従業員が行うものに限ります。
※2 構内専用車危険担保特約では、純粋財物使用不能リスクにかかる事故の場合に記名被保険者の下請負人を被保険者に含みません。

ご契約の条件等

ご注意いただくこと

3 お支払いする保険金

この保険の基本となる補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
緊急対応費用 （1事故300万円限度）	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用
被害者見舞・臨時費用 （被害者1名10万円限度・ 1事故300万円限度）	事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
訴訟対応費用 （1事故300万円限度）	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用 （被害者1名50万円限度・ 1事故300万円限度）	仕事の遂行によって、または記名被保険者が所有・賃借する施設内でケガをした被害者の治療費用や葬祭費用など（事故日から1年以内に生じた費用に限ります。）
汚染浄化費用 （保険期間中500万円限度）	不測かつ突発的な環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理費用（対人・対物事故または純粋財物使用不能が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。）
原因調査費用 （1事故30万円限度）	事故が発生した場合または発生が切迫している場合に、事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用

※被害者治療等費用は、業務遂行・施設リスクにて対象となります。
※汚染浄化費用は、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスク、純粋財物使用不能リスクにて対象となります。
※原因調査費用は、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクにて対象となります。
※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

4 保険金をお支払いできない主な場合（共通）

この保険の普通保険約款で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」は、以下のとおりとなります。

- 保険契約者または被保険者の故意（記名被保険者またはその役員の故意による場合を除き、被保険者ごとに個別に判断します。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性、放射線照射または放射能汚染
- 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性　など

5 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。
弊社担当者とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。
なお、被害者との間で損害賠償額等を決定（示談）する場合は、必ず事前にご連絡ください。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

あ	アジア地域 （アジア向け 生産物担保特約）	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国（香港、マカオを含みます。）、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ラオスをいいます。
か	回収措置	生産物または仕事の結果による事故が発生した場合、またはそのおそれがある場合に事故の拡大等を防止するために行われる生産物または仕事の結果の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
	回収等 （リコール費用 担保特約）	事故による損害の拡大や同一の原因による他の事故の発生を防止するために日本国内で行われる生産物の回収、修理、交換、廃棄等の適切な措置をいいます。
き	危機管理 実行費用 （個人情報漏洩 危険担保特約）	事故の悪影響を管理および最小化するため被保険者が弊社の書面による同意を得て直接的に支出した弁護士への相談、個人情報漏洩の原因調査、交通費・宿泊費・臨時雇用、お詫び状の作成・送付、見舞金・見舞品、新聞への謝罪広告掲載、記者会見の開催等の費用をいいます。ただし、公的機関に文書で報告または新聞・テレビ等で報道されることを要件とし、発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載され、この保険の補償を受けられる方（貴社）をいいます。
こ	構内専用車 （構内専用車 危険担保特約）	建設工事・物の運搬その他の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車をいい、被保険者が仕事に付随する積込み・積卸し等の作業のために一時的に客より借用するものを含みます。ただし、車両登録をしているダンプカーを除きます。
	個人情報 （個人情報漏洩 危険担保特約）	個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。）および個人識別符号（マイナンバーなど）が含まれるものをいいます。
さ	財物の使用不能	財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。
し	施設構内 （構内専用車 危険担保特約）	記名被保険者（貴社）が仕事のために所有または借用する施設をいいます。なお、被保険者が仕事に付随する積込み・積卸し等の作業を行っている間の客の所有、使用または管理する施設は、施設構内とみなします。
	下請負人	もっぱら記名被保険者（貴社）の施設内で仕事を遂行する者、請負契約に基づき継続的に生産物を配送・運搬する者、請負契約に基づき生産物の設置・保守・修理などを行う者、記名被保険者（貴社）が行う建設工事の下請負人をいいます。ただし、記名被保険者の生産物に使用される材料、資材、装置その他部品類を製造、販売、取扱または供給する者を除きます。
	収益減少防止費用 （食中毒・特定感染症 利益担保特約）	標準営業収益（事故発生直前12か月のうち補償期間に応当する期間の営業収益）に相当する額の減少を防止・軽減するために補償期間内に生じた必要・有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。
せ	専門職業務	人や動物に対する診療・治療・看護・介護、医薬品や医療用具の調剤・調整・授与、身体の理容・美容・エステティック、はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づく業務、弁護士・公認会計士・建築士・測量士などの資格に基づく業務等（所定の資格を有しない者が行った場合を含みます。）をいいます。
そ	喪失利益 （食中毒・特定感染症 利益担保特約）	事故発生により営業が休止・阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費（事故発生の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用のうち、保険の約款で規定する費用）および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊（滅失、毀損または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。）を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は	販売人	記名被保険者（貴社）と直接締結した販売委託契約や売買契約に基づき、生産物の供給・販売を行う者をいいます。
ひ	被保険者	記名被保険者（貴社）および保険の約款で被保険者として規定された方をいいます。補償対象となるリスクやセットされるオプション特約により異なります。
り	リコール費用（リコール費用担保特約）	生産物の回収等を行うまたは事故の発生もしくは拡大を防止するための次に掲げる費用をいい、必要かつ有益と当会社が認めた費用に限ります。 1. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 2. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます。） 3. 回収生産物（回収等の対象となる生産物または生産物使用製品をいいます。）または代替品の輸送費用 4. 回収生産物の一時的な保管のために臨時に賃借する倉庫等の施設賃借費用 5. 回収生産物の廃棄費用 6. 生産物の回収等を実施するために要する交通費、宿泊費および回収等の実施により生じる人件費のうち、通常要する人件費を超える部分（派遣受入れ費用等を含みます。） 7. 回収生産物か否かまたは生産物の瑕疵の有無について確認するための費用 8. 回収生産物に対する次のいずれかの費用。ただし、生産物にかかる費用に限ります。 ①修理費用 ②代替品の製造原価または仕入原価 ③回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 9. 信頼回復広告費用 10. 在庫品廃棄費用 11. コンサルティング費用 12. 回収生産物の購入者・使用者を特定するために第三者にデータ提供を依頼するための費用 13. 第三者の回収実施者が行った回収等について、被保険者に対してなされた損害賠償請求における紛争が生じた場合の争訟費用

MEMO

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

3A1-232(B-190106 2021-04)19-04 30K(TF)